

第 2 回 災害時要援護者の避難支援に関する検討会 第 1 回検討会で指摘された主な論点

(1. 避難支援ガイドライン見直しの方向性と災害時要援護者名簿の作成)

- 災害時要援護者名簿は作成するだけでなく、作成した名簿が活用されるよう、平時から避難計画の作成から発災後の避難支援までを見据えて、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を見直すべきではないか。
- 災害時要援護者名簿は、発災時の避難支援と、安否確認やその後の救援・支援がなされないことで、助かった命が見過ごされて失われることのないようにするための、両方の役割が必要ではないか。
- 災害時要援護者名簿の役割を、リードタイムのある災害とリードタイムのない災害の二つに分けて考える必要があるのではないか。
- 災害時要援護者名簿は、法的な位置付けがなされていないが、命に関わることから、作成を法的に義務付けるべきではないか。

(2. 避難支援の実効性を高めるための、名簿登載のあり方と支援者との連携)

- 災害時の避難支援を実効性のあるものにするため、行政が災害時要援護者の情報を一方的に収集するだけでなく、要援護者自身と避難支援の方法等について面談を行った上で、避難経路の確認や情報提供に同意をとるべきではないか。
- 発災直後、最優先的に避難支援をする対象者と、発災後に安否確認の対象者を分けて考えるべきではないか。
- 災害時要援護者の避難支援は、地域実情によって要援護となる対象者や避難支援者の支援能力等が異なることを踏まえ、地域において要援護者の範囲を定めるべきではないか。
- 避難支援の実効性を高めるためには、要援護者名簿に記載する情報の中に、単に人名や住所だけでなく、障害種別等を記載すべきではないか。
- 町会や自主防災組織、民生委員等の地域の避難支援者は、地域の防災力を高めるため、平時から要援護者と関わりを持つことを強化すべきではないか。
- 名簿提供先については、活動実態を踏まえて選定し、支援が有効に行われることが重要ではないか。
- 地域の防災力の向上とともに、災害時要援護者と普段から濃密な付き合いのある福祉関係者が、組織的に災害時要援護者の避難支援に携わるよう、避難支援における福祉関係者の活用を、より積極的に進めるべきではないか。

(3. 個人情報保護との関係)

- 災害時要援護者の情報を収集し、外部の避難支援者に提供するために、個人情報保護法制との関係についても、法的に整理すべきではないか。
- 個人情報保護の観点から、全ての要援護者名簿を渡すのではなく、地域で避難支援を行うために必要な名簿のみを渡すべきではないか。

(4. 災害時要援護者の参画)

- 災害時要援護者名簿を実際に機能させるためには、具体的な仕組み、運用の仕方を地方自治体が検討する過程において、要援護者の意見も十分に聞くことが必要ではないか。
- 災害時要援護者が名簿への登載に同意をする、避難に協力をするなど、要援護者の自助も必要ではないか。
- 地域で防災教育や訓練を行う際、地域住民とともに、災害時要援護者や支援者を訓練に加え、要援護者自身の防災意識を高める必要があるのではないか。

(5. 災害時要援護者の避難協力と避難支援者の安全確保)

- 東日本大震災では、避難誘導にあたった支援者が多数なくなったことを踏まえ、避難支援者側の安全を確保することが必要ではないか。
- 避難支援者が要援護者の避難支援を行うにあたって、責任の範囲を、ガイドラインに記載すべきではないか。

(6. 大規模災害への対応)

- 市町村の行政機能が喪失するような大規模な災害も想定して、広域的な対応についても考えるべきではないか。
- 市町村の行政機能が喪失したとしても、要援護者対策が継続できるよう、近隣の市町村と連携し、バックアップのできる体制が必要ではないか。

(7. 災害時要援護者対策の課題の実態把握)

- 今までの災害時要援護者対策のどこが問題だったかということ踏まえた上で、課題解決のために一歩でも前進をするという観点で議論することが必要である。そのため、東日本大震災の要援護者の被害状況について事実を集め、実態把握を行う必要がある。